

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 町税等の徴収猶予制度

徴収の猶予とは

災害や疾病等の影響で収入が大きく減少するなどの事情により、一時的に納付が困難な状況になった場合、本来の納期に関わらず、1年以内で納付できるように計画を作成し、納付いただく制度です。

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当し、納税が困難な場合は、町税等の徴収猶予制度を適用できる場合がありますので、各担当課までご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

猶予が認められると

- (1) 最長1年を限度に町税等の徴収が猶予されます
- (2) 新たに督促や差押え、換価等の滞納処分が行われません
- (3) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます

【問合せ先】

税務課(83-1224):町県民税、軽自動車税、法人町民税、固定資産税

町民課(83-1225):国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

福祉課(83-1226):介護保険料